

子育て支援員（仮称）研修制度に
関する検討会（第4回）
議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会
（第4回）
議事次第

日 時：平成26年10月17日（金）14:00～16:00

場 所：中央合同庁舎第4号館 1211特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）子育て支援員研修の基本研修科目等について

（2）その他

3. 閉 会

○汐見座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様方には大変御多忙の中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

では、議事に入ります前に、事務局より資料の確認、構成員の出席に関する報告をお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。まずは議事次第がございます。

その次に、資料1といたしまして「子育て支援員研修の基本研修科目等（素案）」。

資料2といたしまして「専門研修（放課後児童コース）のカリキュラム（素案）」。

資料3といたしまして「今後の検討スケジュール（案）」。

参考資料1といたしまして「『子育て支援員』の創設について（研修体系イメージ）」。

参考資料2といたしまして「基本研修科目当初案」。第2回の検討会の参考資料6-2の抜粋、抄でございます。

参考資料3-1といたしまして松村構成員からの提出資料。

参考資料3-2といたしまして古閑構成員からの提出資料。

以上、お手元でございますでしょうか。

次に、構成員の出席状況でございますが、本日は、松村構成員及び矢藤構成員が所用により御欠席でございます。

なお、伊藤構成員は所用により御欠席でございますが、代理としまして船橋市子育て支援部保育課主幹の丹野誠様に御出席をいただいております。

これより議事に入りますので、カメラの撮影はここまでとさせていただきます。

○汐見座長 それでは、資料は大丈夫でしょうか。

議事に入らせていただきます。

本日のテーマは、子育て支援員研修制度の基本研修についてであります。

これまで子育て支援員研修制度の枠組みと研修科目、時間、内容等について検討を進めてまいりましたが、前回の検討会において専門研修ワーキングチームでの専門研修科目の議論に向けて、基本研修科目等の素案について議論をしていただきましたが、残念ながら取りまとめには至りませんでした。

本日は、その議論を引き継ぎながら、子育て支援員研修の基本研修科目等の素案の取りまとめに向けて、なるべくまとまるということを期待して議論していきたいと思っております。

その前に、9月29日に専門研修ワーキングチーム（放課後児童クラブ）のほうが開催されていますので、その検討状況について簡単に御説明をお願いします。

○竹中育成環境課課長補佐 育成環境課の竹中でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、私のほうから9月29日に開催されました専門研修ワーキングチームの放課後児童クラブの関係について、簡単に御説明したいと思います。

資料2をごらんいただきたいと思います。A4判の横の資料でございます。

放課後児童クラブにつきましては、今年の4月にいわゆる省令基準と言いまして、設備及び運営の基準というものを定めまして、そこで放課後児童クラブに従事する者としては、保育士とか社会福祉士とか、教員免許をお持ちのいわゆる有資格者である放課後児童支援員さんを2名以上置かなければいけないというような規定にさせていただいています。そういった規定は市町村が条例で定めて実際に配置されることとなりますけれども、その2名のうち1名についてはいわゆる補助員でも可というふうにしております。補助員さんは、そういった資格をお持ちでない方でも放課後児童クラブに従事できるというような規定にはなっております。今回、子育て支援員さんを活用いたしまして補助員さんになる道筋というものをつくってはどうかというような御提案がありまして、そこで今、専門研修のほうの研修科目について、まさに議論をスタートしたというところでございます。

それに先立って、放課後児童支援員さんになるための認定資格研修につきまして、これまで5回にわたって検討会の場で御議論いただきまして、左側のところにあります16科目24時間の研修を受講するというので、これについて来年度から都道府県さんのほうで実施をいただくというような予定になっております。

放課後児童クラブについては、放課後児童支援員さんの認定資格研修のカリキュラムがございまして、これをベースといたしまして、子育て支援員の専門研修のカリキュラムを考えていってはどうかということで、事務局として御提案させていただいたのが資料2でございます。

上のところに「検討に当たっての考え方・主な論点」というところがございましてけれども、まず1つ目として、子育て支援員基本研修科目との整合性とか重複等の調整を図ることが必要ではないか。

あと、先ほど言いました認定資格研修のカリキュラムをベースとして、補助員の役割とか職務を踏まえた科目設定を考えていく必要があるのではないか。

科目の内容とか時間数についても、補助員の役割とか職務を踏まえたものにしていくことが必要ではないか。

あと、実施主体の問題で、今、子育て支援員のほうでもいろいろ議論がされましたが、基本的に認定資格研修は都道府県が実施主体となりますので、この子育て支援員の研修についても、都道府県だけとするのか、都道府県または市町村とするのかというような検討が必要ではないかという論点を示させていただいております。

右側の赤いところですが、**「専門研修の項目・科目・時間数」**ということで、その素案を示させていただいております。「6科目（○時間）」ということで、これは主に左の放課後児童支援員さんの研修をベースとしまして、支援員と補助員さんの役割について、重複する部分はもちろんありますけれども、主に補助員さんが担うべき役割の部分について、事務局のほうで16科目24時間の研修の中からポイントとなるものを引き出しまして科目構成したものがこの6科目のカリキュラムでございます。

9月29日の検討会におきましては、まず1つとして、放課後児童支援員さんの業務を補助員も原則として全て担うのだというような基本的な考え方をもって科目設定を考えていく必要があるのではないか。主な業務で分けるのではなくて、放課後児童支援員さんが担う業務を基本的には全て補助員さんも担うのだというような観点で科目設定を考えてはどうかということ。

あと、認定資格研修の研修科目を幅広く取り入れて、全体をコンパクトにして設定していく必要があるのではないか。

あと、ここの対象となる方は、主婦の方とか子育てをこれまで経験なさってきた方がターゲットになりますので、以前子育てをしていたとか、教育を受けたというような価値観にとらわれることなく、支援者として今後かかわっていただくことが重要ではないかということで、そういった最近の新たな子供観とか子育て環境の変化などを理解してもらうような科目設定にしていったらどうかというような御意見。

あと、一般の方が主な対象となる支援の研修ですので、余りハードルは高くないほうが受講しやすいのではないか。そういった御意見がございました。

ですので、9月29日の議論を踏まえまして、もう少し認定資格研修全体を網羅するような科目設定にして、なおかつコンパクトにするようなことを今、事務局のほうで検討しておりまして、次回第3回が10月21日火曜日に予定されておりますので、またそこで御議論いただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○汐見座長 ありがとうございます。

このことについての御質問は後からお願いします。

次に、子育て支援員研修の基本科目等の素案についてですが、前回の検討会での御議論を踏まえて新たに資料を用意していただいています。これについて、事務局のほうから御説明をお願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 今回は、子育て支援員研修の基本研修科目の素案につきまして、これまでいただきました御意見と論点を踏まえた見直し案を用意しております。資料1をごらんください。

表紙をめくりまして、1ページ目では、素案の見直しのためのメルクマールとなるようなものを考えるために、基本研修として求められるものや、これまでの検討会で御議論いただいた御意見等を整理しまして、下の矢印のところにあります5つの項目にまとめて整理をしてみました。

まず、基本研修科目とはどのようなものかということで、3つの切り口、「何を学ぶのか」「研修の目的」「専門研修との関係」について整理をしてみました。

「何を学ぶのか」でございますが、最低限修得しておくことが必要となる基礎的な知識、原理、技術、倫理に関するものを学ぶというところ。

そして、「研修の目的」でございますが、子育て支援員としての役割や子どもへのかか

わり方を理解して、子育て支援員としての自覚を持つことができることを目的とする。

3点目「専門研修との関係」でございますが、子どもの発達や特性や年齢に応じた具体的な内容は専門研修によって修得する。こういったことを基本研修の中身としたいと考えました。

次に、「見直しについての意見・論点」でございます。7点ございます。

まず1点目で、受講者の確保の観点からは、研修時間は最長でも1日で終わられる設定が望ましいのではないかとございます。

2番目、福祉人材確保の入り口と考えた場合には、余り高いハードルを設けるべきではないというものでございます。

3点目、具体的に基本研修の時間数は6時間としてはどうかという御提案がございました。

4点目では、それに対して、研修時間数ありきではなくて、学ぶものの内容や必要性、優先順位による整理が必要ではないかというものです。

5点目では、基本研修としての研修内容の確保の視点も必要であるというものです。

6点目では、子どもの安全に係る課題の概要は、基本研修においても履修すべきではないかというもの。

7点目、科目間の履修内容の重複の整理も必要であるという御意見をいただいております。

これらを整理しまして、基本研修の質の確保を図りつつ研修内容を見直すということから、5つにまとめております。

1番目で、研修の構造を考える視点で構成を再整理したらどうかというところ。

2点目で、科目内の調整という意味で優先順位の視点をつけるということ。

3番目で、科目間での調整というところで重複の整理をする。

4点目で、基本研修と専門研修との整理。

5点目で、その他。

この5点をメルクマールとしまして、研修科目、前回お出ししました素案を再整理してみています。

1枚おめくりください。

こちらが前回の素案をベースに各構成員の御意見等を反映しまして直したところを朱書きにしております。先ほど御説明しました5つの考え方、メルクマールをもとに整理した見直し内容というのが黄色い欄でございます。

まず1点目で、研修の構造を体系的に捉えるという意味で見出しをつけました。1のところ、当初案では黒字の部分「制度や社会状況における事業の役割を捉えるための科目」という整理をしておりましたが、ここも御意見をいただきまして、より具体的にするため、赤字で入っていますが、「子ども・子育てに関する」制度とし、事業についても「子育て支援事業」と明示的にするというふうに整理をしております。

次に、各科目に共通するものですが、各科目の内容欄で三角括弧で整理をしております。こちらにつきましては、前回の検討会の際に新保構成員から御提案がありました子育て支援員研修を福祉人材確保の観点から位置づけてはどうかという御提案をいただきまして、その際の議論で、この中で全てをカバーできないけれども、今後の展開に備えるということで、少し見出しみたいなのができないのかということがございましたので、それらをイメージできるものとしまして、より科目の内容を具体的にわかるようにする小見出し的なものを、各構成員の御意見をいただきながら整理をしてみました。

① 「子ども・子育て家庭の現状」につきましては、＜子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解＞としております。

①の科目の見直し案でございます。ア．目的の②「家庭の意義と多様な子ども・子育て家庭のニーズについて理解する。」と科目②「子ども家庭福祉」の目的の②「多様なニーズに対応する子育て支援サービスの現状と課題について理解する。」については、ニーズに関するものが①の科目、それに対する対応案とするのが「子ども家庭福祉」の②でございますので、そういった関連があることから、一体的に履修することはできないかという整理をしております。

② 「子ども家庭福祉」の見直し案といたしまして、イ．目的の①「子ども家庭福祉施策・制度の現状と課題について理解する。」については、子育て支援員としての業務に直接影響を及ぼさないことから、履修内容を概要程度にとどめてはどうかという内容になっております。

次に、ウ．目的の④「地域の子ども・子育て支援の体制の現状と動向を理解する。」については、履修内容を、就業への関連を含めまして、地域資源の状況や概要にとどめたらどうかという御提案でございます。

御説明が漏れましたが、「子ども家庭福祉」につきましても、内容欄で＜子育て支援制度の理解＞というのを赤字で入れております。

次に、見出しの2番で「支援の意味や役割を理解するための科目」となっていますが、当初案では「援助の意味や」というふうになっておりました。この部分についてもわかりやすい表現ということで、「支援」というふうに変えております。

ここにつきましても、内容欄で＜子ども（対人援助を行う対象）に対する理解＞という文言を入れております。

③「子どもの発達」につきましては、特段見直し内容はございません。

3ページでございます。

赤字で修正が入っている「子育て支援員の役割と倫理」につきましては、当初、尾木座長代理からいただいた私案では科目というふうになっておまして、前回素案をつくる際に④、⑤と科目を立てたことから、この部分が残っておりまして、今回この整理上は科目という意味ではないので、削除しております。

「④保育の原理」につきましても、内容欄で＜子育て支援（対人援助）を行うための援

助原理の理解>という見出しをつけております。

次に、見直し内容でございます。エ. 科目⑧「緊急時の対応」については、事業の特性に応じた対応等を習得する必要があることから、専門研修ワーキングチームにおいて検討するものとしまして、一方で、子育て支援事業に起こるリスク等については、前回の議論の中ではその部分については「生命の保持」に含まれるという御意見がございました。このため、目的の③「子育て支援事業における安全対策の必要性、危機管理の概要について理解する。」としまして、明示的に整理をしております。

次に、見直しのオでございます。科目④「保育の原理」の履修内容が子どもの発達・成長の側面から保育の基礎を学ぶものであることから、科目③「子どもの発達」と科目を統合し、一体的に履修することができるのではないかとこの提案でございます。

次に、⑤「対人援助の価値と倫理」でございます。こちらにつきましてもく子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解>というのをに入れております。

内容欄でございますけれども、幾つか赤字で修正しております。①で、当初案では「対人援助の基礎について理解する」というのを「基礎」を「価値」に変えております。

②で、当初案では「関係者・関係機関」というところに「保護者」を加えまして、その後、当初案では「関係機関との協働を理解する」としておりましたが、ここを書き分けまして、「連携・協力の必要性を理解する」という整理にしております。

③では、当初案では「対人援助の手法と利用者の保護の基礎について理解する」というものを、赤字で「対人援助の倫理について理解する」と変えております。

ここまでは、事前に各構成員に御意見を伺いまして、その中で具体的に内容を理解するために必要と考えまして、この赤字の修正を行っております。

次に、「④子どもの権利擁護の基本的視点を理解する」を追加してございまして、こちらにつきましましては、内容欄の③で「子どもの最善の利益」がございまして、子どもの最善の利益を理解するためには子どもの権利擁護が重要な視点であることから、④を追加しております。

次に、見直し内容案のカでございます。対人援助を担う子育て支援員にとって、保護者への対応を学ぶことは重要であることから、目的の③「対人援助の価値と倫理」において、“保護者との連携”を含めるものとするというふうにしております。

次に、キでございます。科目④「保育の原理」と科目⑤「対人援助の価値と倫理」については、一体的履修を前提としていました当初の尾木座長代理案、参考資料2についておりますが、そのように一体的に科目をまとめてはどうかという提案でございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページ目でございます。

こちら3の見出しのところを修正しております。当初案では「家庭の特性を理解するための科目」となっておりましたけれども、「家庭」というのが少しわかりにくい、対象を捉えにくいというのがございましたので、「特別な支援を必要とする家庭」というふうに構成員から御意見をいただきまして、修正をしております。

⑥「子ども虐待と社会的養護」につきましても、内容欄で＜子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解＞というのをに入れております。

目的欄も事前に御意見をいただいたものをよりわかりやすくするという観点から、①の括弧書きで、「子ども虐待とその影響（虐待を受けた子どもに見られる行動など）を理解する」というのをつけ加えております。

②につきましても同様で、「虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応の概要について理解する」というふうに整理しております。

こちらの科目の見直し案でございますが、クといたしまして、目的の③「子どもの権利擁護の概要について理解する。」につきましては、権利の主体としての子どもの最善の利益を中心とした内容に絞った履修内容としてはどうかという御提案でございます。

次に、ケでございます。目的の④「社会的養護の意義と現状・実施体制の概要について理解する。」としておりますが、基本研修におきましては、意義と現状にとどめまして、実施体制につきましては専門研修のほうで行ってはどうかという御提案でございます。

次に、⑦「子どもの障害」でございます。こちらについては三角括弧見出しをつけただけの整理となっております。

次に、5ページ目でございます。「4. 子どもの安全確保」の中の⑧「緊急時の対応」につきましては、エのところでも紹介しましたが、事業の特性に応じた対応を習得する必要があることから、専門研修ワーキングチームにおいて検討すると。そのうち子育て支援事業に起こるリスク等については、科目④「保育の原理」の目的の③「子育て支援事業における安全対策の必要性、危機管理の概要について理解する。」において履修するものとするという整理にしております。

その下の青い枠の中については、これまで概要にとどめるとか、絞った形にした書き方がありました。それについてもう少しかみ砕いて整理を考えてみたものでございます。

4点ございまして、まず①研修内容の整理に当たっては、基本研修の内容を概要程度と整理するとしたものにつきましては、専門研修のほうでも各事業の特性の面から考える必要があるのではないかとこのところ。

②としまして、科目の「子ども家庭福祉」の見直し内容案イの概要程度にとどめる場合のイメージについて、2点整理をしました。

受講者が、子ども・子育て支援新制度における各事業（子育て支援員にかかわる）の位置づけを理解する。

2番目、受講者が「子育て支援員」としてどのような枠組みの中で働くことになるのかを理解する。

こういったものを概要として入れる必要があるのではないかと考えております。

次に、③「子ども家庭福祉」の見直し内容案ウの内容につきましては、地域の子ども・子育て支援体制の状況について、地域資源の整備状況と今後の動向とか課題、地域人材の確保の状況について理解する。こちらのほうを概要として入れたいと思っております。

次に、④「対人援助の価値と倫理」において援助の対象とする者は、各事業に応じて幅広く保育に限定されないことから、そういったことについても留意する必要があるのではないかということ留意点として整理をしました。

次に、1枚おめくりいただきまして、6ページ目でございます。

こちらのページは、これまで御説明しました見直し案をマトリックスにして整理をしたものでございます。左に科目が8科目ございまして、次の欄が前回お示ししました素案、全体8科目で9時間という案でございました。

それを見直し内容に沿いまして当てはめていって案をつくっています。A案というのが⑧「緊急時の対応」について、専門研修科目に送るということで、0分となりまして、7科目で8時間。

B案が、A案をベースに、さらに②子ども家庭福祉におきましてアとイとウの整理をしまして、90分を60分に整理するというもの。こちらで7.5時間。

C案につきましては、B案をベースに、⑥「子ども虐待と社会的養護」について、さらにクとケを整理しまして60分ということで、7科目7時間という整理になっております。

D案は、C案をベースに、④と⑤の科目を統合して90分にするという整理にすると6.5時間というところ。

E案は、同じ6.5時間ではございますが、C案をベースに、統合する科目を④、⑤ではなくて、③、④とした場合の整理案でございます。

F案につきましては、D案をベースに考えておるのですけれども、具体的な見直し内容の案はないのですが、※印にありますように、①と②の2つの科目については、履修内容が子ども・子育て家庭の現状と課題、それに対する対応策で構成されていることから、一体的な実施ができないか。一体的な実施ができる場合には時間数の見直しが可能かどうか精査する必要があるかもしれませんが、可能であれば、それが90分となることから、6時間というふうに整理しております。

見直し案の組み合わせにつきましては、このほかにもあろうかとは思いますが、時間で整理をしてAからE案になっているというものでございます。

F案につきましては、見直し内容案で整理した項目の整理はできていないのですが、6時間に届くためにはこういった整理が必要かと思って御紹介させていただいております。

次に、7ページ目でございます。7ページ目では、具体的に今、専門研修のワーキングが始まっておりますけれども、今、基本研修で考えられる時間数と専門研修の時間数を合わせたらどのような時間数になるのかというのを少し整理しました。

基本研修が8科目で9時間の場合と7科目で6時間～8時間と幅がございまして、それに現在、専門研修ワーキングで検討されている時間数を整理しております。放課後児童コースと社会的養護コースについては5時間～10時間というところ。

地域子育て支援コースにつきましては、まだワーキングが始まっておりませんが、以前の検討会の中で橋本構成員の資料の中でいただいた時間を仮置きで5時間～20時間という

ふうに整理をしております。

地域保育コースについては、選択する場合と選択しない場合で21時間～22時間とプラス2日、選択しない場合は25.5時間～26.5時間プラス4日の研修というところ。

矢印の左側が合計した総時間数でございます。

その隣に現行制度でどういうものが研修になっているのかというのを整理したもので、放課後児童コース、社会的養護コース、地域子育て支援コースについては現行ございませんので、バーになっております。

放課後のほうにつきましては、有資格者のものでございますけれども、放課後児童支援員の24時間というのを参考につけております。

地域保育コースにつきましては、家庭的保育者の基礎研修がこれに該当しますので、並べて整理をしております。現行の基礎研修につきましては、21時間～22時間プラス2日の研修ということです。

ただし、地域保育コースにつきましては、※にもありますように、現在検討されている案につきましては、基本研修部分との重複についてはまだ整理されておられませんので、この部分が整理されると時間数が若干変わってくるものと思われまます。

以上、基本研修科目の素案について御説明させていただきました。

○汐見座長 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから、放課後児童クラブワーキングチームの検討状況と、子育て支援研修の基本研修科目の素案について改めて提案、説明がありました。これについて議論をこれからしていきたいのですが、その前に、お手元の参考資料3-1、松村構成員のほうから意見書が届いております。今日、御欠席でございますので、私が代読させていただきます。

その後に、古閑構成員から意見書が出ていますので、これは古閑構成員のほうから説明していただきたいと思います。

では、参考資料3-1を読ませさせていただきます。

子育て支援員基本研修について、私の意見を述べさせていただきます。

第4回検討会に向けての資料を拝見すると、C案が良いように思います。

理由は次の通りです。

- 1) 「子どもの安全確保」は各専門コースで状況に沿った形で行う方が現実的でしょうから、それ以外の7科目が適切と思います。
- 2) どの科目も重要なので時間数の設定は難しいのですが、ここは割り切ってすべての科目を60分とするほうが分かりやすいと思います。
- 3) 基本研修は多くの人を導入するという目的のためにはハードルが高くない方が良いかもしれません。ただ、ある程度の質量がないと効果的でないので、7科目7時間として、これを1日で実施するのが無理であれば、2日間にして4時間と3時間に分けると余裕をもって受講できると思います。

(交通の便が悪い地方事情や長時間参加は難しい場合もあると思います。また2日目の最後に簡単なレポートを書く時間なども必要かもしれません。)

子育て支援員の基本研修は専門研修の基盤になるもので、受講生がどの専門コースに進むことになっても、「子どもを社会的に育てる業務に携わる」という共通の自覚と責任を培う時間にすることが期待されます。

これまでの会議でも皆様からの意見にありましたように、基本研修で全体的な見通しをもって自分の進むべき専門コースについて考える機会にするためにも、それに資する内容を短時間でもきちんと研修する必要があると思います。

以上であります。

では、古閑構成員のほうから御説明をお願いします。

○古閑構成員 古閑でございます。

提出させていただいた意見書のほうを改めて御説明させていただきたいと思います。

新制度の理念である「量」と同時に「質」を確保するためにも、子育て支援員の研修制度に関しまして、研修時間ありきでの議論ではなくて、研修内容はいかにあるべきかというものを改めて丁寧に議論し、示す必要性を提案したいと思います。

まず本来、子育て支援員に求める人材の資質は何なのかに立ち返った議論が必要と考えます。すなわち、単に保育補助という役割だけではなくて、地域ニーズに応じて幅広く子育て支援分野を充実させるための支援の担い手として、地域の人材に子育て支援に参画いただくことを目的とするものであり、その視点から研修内容を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

今、地域には実際にお仕事、就職だけではなく、さまざまな形で社会参画を目指す方々がたくさんいらっしゃいます。そのような地域の力を子育て支援に向けることこそ、この子育て支援員制度が検討される意義ではないかと考えます。

地域貢献の意欲の高い方々に対して、しっかりとした人材養成のシステムが地域に用意されていることこそ、受講や認定後の活動へのインセンティブになることは、私どもあい・ぽーとステーションのこれまで10年近くにわたる人材養成の経験からも言えることです。

第2回の会議でご紹介させていただいた「子育て・家族支援者養成講座」では、自治体との密接な協働のもと、充実した講義内容を実施し、これまで延べ1,300人を超える認定者を養成してきました。

地域の支援者として必要な知識・技術を精査した内容の研修制度であったことが、結果として子育て支援に対してより高い関心を持つ方々、認定後の活動に意欲の高い方々が集まることにつながったと考えます。質の高いきめ細かな支援を可能とする人材が養成されることで、各自治体にとっても、その人材を活かした自治体の実情に合わせた支援制度の構築も可能にしてきたと考えております。

この子育て支援員の制度においても、同じ地域で暮らす生活者の視点を持った方々に、保育・教育の従来の専門職とは別の視点を持って子育て支援に携わってもらうための制度

となることが、本来の目的ではなかったでしょうか。さらには、子育て支援員をきっかけにして、保育士、家庭的保育者、さらには放課後児童支援員といった専門職を地域の中から養成できるようにしていくことも念頭にあったはずです。人材を広く求めるために養成講座の時間数を短くしたり、内容を集約し過ぎることは、子育て支援員のあり方の本来の議論から外れることが少し懸念されます。

地域の方々が、子どもや子育て家庭とかかわるに当たって、「支援者マインド」「知識」「技術」等を丁寧に学んでもらえる内容につながる講座を整備することが、子育て支援員の研修でも重要になってくると考えます。研修内容や時間数から見ても、研修実施主体となる自治体が受講生の学び及び認定後の活動を支えるということを明確に示すことが、質を保ちながら研修受講者をふやしていく何よりの方法ではないかと考えます。

以上です。ありがとうございました。

○汐見座長 どうもありがとうございました。

それでは、今からこれまでの御説明、御意見に基づきまして自由に御意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、御意見をお願いいたします。御質問でも結構ですので、どうぞ御自由に言ってください。

御理解はもう共通していただいていると思いますけれども、前回のいろんな御意見を参考にして、今日事務局から提案していただいたのが6ページにございますが、8時間、7.5時間、7時間、6.5時間、2つで6時間。7科目8時間、7科目7.5時間、7科目7時間、6科目6.5時間、6科目6.5時間の組み合わせの違い、そして5科目6時間という6案が出ていることになります。

それから、今日の松村構成員の意見書の中に、C案がよろしいのではないかとということにあわせて、最後に少し簡単なレポートを書く時間などが必要かもしれませんというのがございまして、これは試験を課すのかどうかという論点にかかわることで、新たに出てきているという感じがいたしますが、これも少し検討しておいたほうがよろしいかもしれません。

そういうことも含めて自由に御意見をいただければと思います。では、お願いいたします。

○尾木座長代理 尾木でございます。

見直しの案の中で1つだけ気になったのが、それぞれの科目のところ、2ページ等に、前回の新保構成員の提案を受けて「子育て家庭に対する理解」とか「支援制度の理解」という文言を入れていただいているのですが、①のところは「子育て家庭に対する理解」、③が「子どもに対する理解」なのですが、少し整理する意味では「子ども・子育て家庭に対する理解」というふうに同じ文言で整理してもいいのではないかと感じました。①と③を共通にするということです。

それから、6ページの内容に関しては、私自身は、A案からE案の中のどれかであれば、皆さんの御意見がそれでそろうのであれば、それでいいのではないかと考えています。

F案のところの「子ども・子育て家庭の現状」と「子ども家庭福祉」を1つにするというのは余りやりたくないと思っています。なぜかという、「子ども家庭福祉」を90分でさまざまな研修で話をする機会があるのですが、そうすると、どうしても保育や子育て支援に引っ張られてしまうのですね。恐らく基本研修の中で一番理解してほしいのは、①「子ども・子育て家庭の現状」のところ、例えば待機児童がどうだというようなことばかり話すのではなくて、以前松村先生からも御指摘があったように、貧困の問題とか、さまざまな年齢でさまざまな課題や問題が起こっているというところもきちんと話をするためには、①と②は明確に分けておいたほうがいいと思っています。そして、そのことを受けた制度のことを話すときは、その内容は①のほうで詳細に述べているというような割り振りの仕方をするほうがいいのではないかと考えています。

松村構成員の意見書の中に最後に簡単なレポートを書く時間というようなことが書いてあるのですが、これはこのレポートによって試験のような意味づけをして、それで修了と認める、認めないということではなくて、基本研修のところでは次の専門研修に進むのか、進まないのか、もしかしたらこの段階で自分は向いていない、自分にはできそうもないということがわかるかもしれないですし、それから特にこの分野でやりたいというところを見つけていただけるかもしれないですね。そのときに自分自身の整理としてこういうレポートを書いていただくとか、あるいはレポートでなくて演習みたいなことが入っているほうが。話を聞いて終わるだけではなくて、それぞれの場面で自分はどんな活躍ができそうかということを実践的に考えてもらう機会というものを踏まえて、そして専門研修に進んでいくと。私は最初からこれで行きますからこれを受講してということよりも、基本研修のところは、本当にさまざまな方々がこの研修に参加するだろうと思っていますので、その次のコースというのをどのように考えるか、自分自身でよく整理していただく時間というのがあったらいいのではないかなと思います。

以上です。

○汐見座長 今、幾つかのことを出させていただきましたが、このレポートのことについて、つまり、試験を課すのか、あるいはレポートを課すのか、あるいは自由にしておくのか等についても御意見がございましたら、お願いいたします。何かありますか。

○薬師寺構成員 尾木構成員の御意見に賛成です。これだけの研修を1日とするのか、2日とするのかわからないのですが、やはり定着をさせるという意味からも、いま一度振り返って自分の業務とするのかどうかを見直すという機会が必要だと思います。試験というのではハードルが高くなると思うのですが、そういった意味でのレポートを書く、振り返る時間、自分と向き合う時間というふうな形で捉えていただければと思います。

○汐見座長 ありがとうございます。

今日、御提案いただいた科目名あるいはネーミング、そのあたりの変更について、先ほど尾木構成員からございましたが、それについての御意見、それから新たに書き加えられたり、書き直されたりした目的のところについての御意見、こういうのがまだ必要なので

はないかということとか、これとこれをくっつければいいのではないかということも含めて、これによろしいということであればそういう意見ということで、今日、なるべくこれを決めていきたいものですから、詰めた御意見をお願いしたいと思います。では、橋本構成員、お願いします。

○橋本構成員 橋本でございます。

基本研修科目・内容見直し資料の3ページ目の「対人援助の価値と倫理」に関してですが、保護者への対応を学ぶということで、保護者との連携を含めるということは賛成なのですが、地域子育て支援のほうでは地域の人々との連携も非常に重要になってまいりますので、①のところに保護者・職場内・他組織、そして「地域の人々との連携・協力」というのも入れていただければと思います。

松村委員のほうから御提案があった振り返りに関しては私も賛成です。

○汐見座長 ありがとうございます。

3ページの⑤「対人援助の価値と倫理」という科目の内容の①のところに「地域の人々との」という文言を加えたらという御意見でした。

そういう形で積極的にお願いいたします。

先ほどの尾木構成員の御意見は、2枚目の①のところに「子ども・子育て家庭」という形にしたらということでしたね。

○尾木座長代理 はい。

○汐見座長 どうも済みません。

では、堤構成員のほうからお願いいたします。

○堤構成員 ちょっと細かいことなのかもしれませんが、2ページ目と4ページ目に「子育て支援サービス」と「障害児支援サービス」ということで、「サービス」という言葉を使っているのですが、「サービス」の意味が、一般の市民の方には無料で提供する意味合いや、お金をもらって対価を提供してもらおうという意味合いにとられることが多く、事業を実施している立場としては、「サービス」を抜いてもよろしければ、削除していただくことはできないでしょうか。

○汐見座長 抜いてしまって通じるかどうかということはどうでしょうか。事務局のほうはどうですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 今、保育の面でも「保育サービス」とか、さまざま「サービス」がついておって、それが定着している分野もあることからこういった整理にしているのですが、今回の科目をつくる上で「サービス」を除いても意味が通るのであれば、殊さらここに「サービス」をつけなくてはいけないというふうに思っていないので、その点につきまして御意見が統一されれば。

○汐見座長 「サービス」という言葉が出てきたときに、これは何だということで、昔、サービス研究会というのをつくりました。これは非常に深い言葉ですね。宗教用語でして、神に仕えるという意味なのです。それがえらいまけときまっせというやつになってしまっ

たので、それをわざわざこういうところに使うかというような、そういう御意見でしたね。

どうぞどうぞ、そういう形でお願いいたします。

決めにくいかもしれませんが、先ほど尾木構成員のほうから、6時間のところで科目を5にするのについては異議があるのではということでしたが、尾木構成員は、例えばE案とかD案、C案ということについてはどうでしょうか。そこの御意見をいただければと思いますが、どちらでもいいということなのではないでしょうか。それではちょっと決まらないものですから。

○尾木座長代理 松村構成員からの提案、C案が全部60分にそろえるというような提案があって、それは一つの割り切り方かなと思いました。科目ごとに考えたときに、いや、これは60分ではおさまらないだろうと考えて90分にしたいになってしまうのですけれども、全てそろえると。それならそれで、その中でどこまで話ができるかということ考えてもいいのかなと思いました。

それから、先ほども言いましたけれども、何か演習みたいなことが入らないかなと思っていたので、60分の中で演習をやるのはちょっと難しいと思うので、90分くらいあって、20分なり30分が演習に当てられるというような考え方をすると、③、④、⑤の組み合わせによって90分の科目があることによって演習というのが入れられるのかなというような考えもあります。

○汐見座長 時間のことについては、なるべくならば1日で済むようにというあれがある。ただ、1日でやると、7時間もあって、最後詰め込まれて大変だと。その場合は2日にも分けられると。ただ、地域の状況その他によって、これはどちらでもできるということで多分7時間が出てきているのだと思いますね。

60分にすることで比較的すっきりする。この枠の中でやるということであれば、かえって混乱もないだろうという御意見ですね。

では、古閑構成員、お願いいたします。

○古閑構成員 古閑でございます。

先ほどの橋本先生の御意見と少し関連するところかと思うのですけれども、各自治体の子育て支援の現状、方針、または課題、さらにはその自治体で認定を受けた後は実際活動に従事することになるかと思しますので、その自治体で働く可能性等について学ぶ機会というものも講座の中に入れることが必ず重要になってくるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○汐見座長 では、このことについても御意見をいただければと思います。どうぞ。

○丹野代理人 今のことに対する反論というわけではないのですけれども、ただ、自治体が直接実施していれば、そこら辺の話は非常にしやすいと思うのですが、指定という形でやったときに、果たしてどこまでというのが。市町村ごとに違いがあったりすると、例えば県を指定してやっていたりすると、なかなかそこら辺は難しいところもあるのかなと思うので、現実の世界でちょっと難しい部分があるのかなという気はいたします。

以上です。

○汐見座長 では、どうぞ。

○尾木座長代理 今回の御意見に対してですけれども、家庭的保育事業の基礎研修には、自治体の状況を話す科目が任意であります。それは行ってもいいし、行わなくてもいいと。ですので、それぞれの自治体の考え方によってなのですけれども、主に話されるのは、その地域での保育の状況、保育所のことから何から、家庭的保育のことだけではなくて、今、こういう状況ですということを説明される自治体もありますし、そこは省いておくというところもあります。

ただ、おっしゃっている意味はよくわかっていて、基本研修を学んで、子ども家庭福祉等でこういうサービスがある、子育て支援員はこういうことをするのですよと聞いて、実際に活躍する場がないかもしれないということは知っておかないと、この専門コースに進んでいっても結局働く機会がないということにつながっていくと思いますので、そういうことはなるべくあったほうがいいのではないかと考えています。

○汐見座長 お願いいたします。

○薬師寺構成員 また都道府県の負担になるかもしれないのですけれども、子ども・子育て家庭の現状とか、子ども家庭福祉については国の制度ということになるのですが、①、②の中で、古閑構成員がおっしゃったような、例えば私は大阪府ですので、大阪府の中の子ども・子育て家庭の特徴とか、子ども家庭福祉において、尾木構成員がおっしゃったような活躍の場がどれぐらいあるのか、ニーズがどれぐらいあるのかということも含めて、都道府県が準備をして、委託の場合も情報を渡すなりということで、①、②の内容の中に入れていくというのは一つかなと思います。

○汐見座長 では、堀内構成員のほうからお願いいたします。

○堀内構成員 静岡県の堀内です。

私も子育て支援員という資格は、特に就労に結びつけるということを意識していくということが重要ではないかと思っております。

今まではこうした子育て分野というのは福祉の経験者あるいは教育の経験者がやるが多かったわけですが、今回の子育て支援員は、今まで携わったことのない方たちに広く門戸を開いてこの分野に入ってきていただくということです。ですので、基本研修ではもちろんそういう方たちが基本的なことを学んでいただくということも重要ですし、その後、新たに就労の場に踏み込んでいただくということが非常に重要ではないかと思っております。資格を取って終わりということではないということです。

したがって、この見直し案の中にも②「子ども家庭福祉」のところで地域資源の状況の話をしたらどうかということを書いていただいておりますが、こういうカリキュラムの中でもよろしいですし、この基本研修が終わった後でもいいかと思うのですが、県内あるいは市内の資源の状況をお話しする、そしてなるべくなら就労に結びつけていくということは非常に重要ではないかと思っておりますし、さらに、素直に書き込んでいただきたいとい

うことではないですが、自治体としてはこの資格を取った方たちを常に就労にむすびつけるような努力をしていくということが重要ではないかと思っております。

以上です。

○汐見座長 今の堀内構成員の御提案というか、お考えを例えば我々が今、検討している研修科目の内容等に反映させるということなのか、あるいはもう少し別の形でそういうことを養成するというようなことなのかということは、どうでしょうか。

○堀内構成員 この見直し内容案のところに書いてあるように、②「子ども家庭福祉」の中の目的の④「地域の子どもの子育て支援の体制の現状と動向を理解する」、このところで地域資源の状況の話をする。これでよろしいと思います。

○汐見座長 それをきちっと位置づけるということですね。

○堀内構成員 はい。

○汐見座長 わかりました。

これは古閑構成員が何度もおっしゃっていますけれども、自治体が積極的にかかわり、その後の就業支援ということをやらないと、私などの経験でも、最初は資格を取りたいから来るのですけれども、急速に尻つぼみになっていってしまうというのが大体のパターンですね。行くと何か働ける場所を提供してもらったり、連絡が来てというほうがこういうのは続くのだと思いますね。

では、新保構成員、お願いいたします。

○新保構成員 今までの御意見を伺わせていただくと、C案をベースに考えると。それに1時間をプラスして演習の時間を設ける、それをオプションにするか否か、このあたりが課題なのかなというふうに感じてきました。ですから、私もC案プラス1時間をどう考えるのかという、このあたりに収れんしていくということについて、まず賛成いたします。

その1時間というのは、皆さん方のお話を伺っていると、かなり大事なものになるかもしれないというふうに思います。そうだとするならば、この基本研修の中に1時間を明示してもいいのかなというふうにも思います。これは自治体側がどうしても短くせよということであれば、そうでもないですが、1時間を置いて8時間にして、その上で4時間ずつを2日間に分けてやるということを原則に考える。最後のところで基本演習を置くというイメージになってくるのかなという気がいたします。

受講する側から言うならば、もしかしたら、2日間に分かれる、間に1週間ぐらい置くとするならば、1日目の最後もちょっとアウトプットしたいのではないかなという気はします。そうすると、ほかのものを6時間にまとめ上げなければいけないので、また考えが複雑になるのかもしれないかもしれません。もしかしたら、そのあたり、1日目と2日目の最後の時間を演習にするとするならば、ほかを調整するか否か、このあたりが次の課題になるのかなという気がいたします。

私自身は、最後だけでも結構ですし、2日にわたって演習を入れても、どちらでも結構です。

○汐見座長 今回の御意見、御提案を確認いたしますけれども、C案をベースでよろしいのではないかとありますが、先ほどの松村構成員の御提案にもあって、その後、少し議論いただきましたけれども、形はさまざまあっていいと思うのですが、何らかの形で学んだことをアウトプットしていくという形で、試験というのではなくて、学んだことによって自分の中に見えてきたものとか、その時に決意したこと等について、書くあるいは議論するという時間をとったほうがいいのではないかとということだったと思うのです。

それを今、オプションにする。つまり、7時間でやっている自治体もあるけれども、できたら基礎演習科目を1つ入れて8時間でやってくださっても構いませんという程度にするのか、最後に基本演習の時間を1時間入れて、8時間を標準としてやってくださいというふうにするのかというあたりはどうでしょうか。

○新保構成員 もしどちらかの意見を求められるなら、とても大事な時間になりそうなので、1時間ふやしてもいいのではないかなと思います。ですから、8時間案ということになります。

○汐見座長 基本が8時間と。どうしてもという場合には、例えば7時間にせざるを得ないような場合が具体的に出てくると思いますけれども、基本は8時間ということですね。

○新保構成員 今の話を伺うと、そうだと思います。

○汐見座長 わかりました。

したがって、新しい提案とちょっと受けとめていきたいと思いますが、基本演習時間を1時間入れるということで、これは先ほど尾木構成員がおっしゃってくださったような、学んだことをベースにさまざまにアウトプットする時間ということでよろしいと思いますが、ただし、これを2日に分けた場合に、2回に分けてやる、あるいは2コマ基本演習を置くというパターンもあり得るということで、今の新保構成員のあれでは、必ずしもそこまでは形としてはしていないけれども、少なくとも1コマはやるということですね。

○新保構成員 はい。

○汐見座長 わかりました。

そういう提案も出てきましたが。では、お願いします。

○橋本構成員 私は、C案の7時間でよいと思います。演習をつけても、1日で終わられる方がよいのではないのでしょうか。地方のほうに行きますと2日というのは少し御負担かと思えます。負担になると、受けないとなってしまうのももったいないかと思えます。演習を研修の中に入れるとするならば、例えば6.5時間の案で、演習を30分にして7時間にします。会場が9時からしかあかないという施設も多くあり、7時間であればぎりぎり会場が確保できると思います。

演習を義務づけないのであれば、7時間を提示しておいて、あと、演習・振り返りはプラスアルファで、その状況に応じてやってくださいという形でもよいのかなと思います。

○汐見座長 確認させてください。今、橋本構成員のほうから出てきた御意見は、D案とかE案をベースにして、30分をプラスして合計7時間で、30分をレポート等の時間にとい

う形ですね。

○橋本構成員 はい。

○汐見座長 そういうふうにするか、7時間にして、もし余力がある場合のオプションとしてやるかという形で、義務化はしないということですね。どちらがいいのですか。どちらでもいいということですか。

○橋本構成員 演習などは大変重要だとは思うのですけれども、1日で終わられるというのも地域によってはすごく重要になるのかなと思いますので、研修の内容を考えるならば、C案でオプションのほうがいいのかなと思います。

○汐見座長 わかりました。

余力があって、参加者にもそういう時間があったほうが良いというようなことがありますので、オプションとしては残しておく。ただし、いろんな事情があるので、地域で。予想では、各市町村がすぐにスタートしてくれるというよりは、まず都道府県のほうで始めてということになりますと、相当広域になりますね。そうすると、そこに来るだけでもなかなか大変でということになったときに、幾つかの地域で分けてやらざるを得ないかもしれないかもしれませんが、いずれにしても7時間を1日でやらないとなかなか人が集まらないだろうというふうな地域は当然生まれてくるということを前提として、どうしても時間的に無理な場合にはやらなくてもいいけれどもということを含んだ上で、やれるところであればオプションとしてやっていただきたい、そういう形にすればどうかということによろしいですか。

○橋本構成員 はい。

○汐見座長 御提案でした。

どうぞ。

○尾木座長代理 演習とレポートというのを選択制にしておいて、レポートはその場で書かなくても、家に持ち帰って後から提出というような方法もあると思いますので、どちらでもいいですが、やはり自分でちょっと振り返りをするというのは必ずやってもらうのがいいのではないかと思います。

○汐見座長 今の御意見は、オプションとしてつけるとしても、演習という形にするか、あるいはレポートを書く時間にするか。演習をした上で、帰ってからレポートを書いてもという形もある。いろんなパターンがあっていいのではないかと。とにかく振り返りの時間を入れるということによろしいのではないかと御提案だと思います。

では、堤構成員、お願いいたします。

○堤構成員 松戸市の堤です。

前回もお話しさせていただいたのですが、松戸市では既にスタッフ養成講座という講座を行いまして、毎年40名近くの方を養成しているところなのですが、古閑委員の意見に賛同で、質の高い職員を求めるには、研修はしっかりしたものをやる。それによって、しっかりした職員がその場で活躍できる。現在まで112人の修了のうち46人が実際に現場で活躍

していただいています。松戸市の条件はとても厳しく、応募理由による選考と審査があります。その上、27時間の研修のうち1日3時間以上を超える欠席は修了証がもらえないと。それで、毎回報告書を提出してもらって、ファミリー・サポート・センターの提供会員及び子育て人材バンクの登録が必須なのです。それを求めてやってくる方がとてもふえていて、毎年40人の募集に対して50人から70人がいらっしゃる。

先ほど松村先生からハードルが低いと集まらないと。古閑委員もおっしゃっていましたが、ハードルが高いからしっかり勉強して働きたいのだという方がふえるのではないかと考えております。そちらは意見として言わせていただきます。

修了証の交付の条件が必要なのかなど。6時間受けなければいけないか、報告書を出さなければいけないか、2時間、3時間でも受ければ出せるのか、そこら辺は基準をはっきりしたほうがいいかなと思います。

あともう一つ、実習をする機会がないので、専門の研修のほうでは、必ず実習を要件とすることをさせていただく。うちのスタッフ養成講座の中でも受講者にとって一番理解が深まるのが現場実習です。なので、先ほどの放課後の御説明の中には実習が入っていなかったのも、専門研修では入れていただくことを意見とさせていただきます。

○汐見座長 ありがとうございます。

専門研修のほうにそういう要望が出たということは伝えていただきたいと思います。

では、どうぞ。

○尾木座長代理 今、専門研修のほうでも実習について検討しているのですが、門戸が余りにも広いので、保育の現場にいろんな方が次から次へと来るということを受け入れ切れないのではないかと懸念もあって、実習が必要であることはよく理解できるのですが、就労するか、しないか、できるか、できないかも決まっていな方たちを、現場に来ていただく、そこで受け入れるということの難しさがすごくあって、実際に本当にできるのかということも話し合われています。

○汐見座長 そういう事情があるのだけれども、なるべくという御意見が出たということによろしいですね。

○尾木座長代理 はい。

○汐見座長 自治体といっても、各市町村が行った場合には、そういう実習も比較的あっせんしやすいのかもしれませんが、都道府県になってきますと、実習といっても、それだけでも遠くのところへ行かなければいけなくなったりするとなかなか大変なものですから、それをもう少し具体的に考えないと、なかなか詰めていけないところだと思います。

では、お願いいたします。

○新保構成員 おっしゃるとおり、修了要件は決めなければいけないですね。これは先ほども話が出ましたが、何らかの試験をやるというようなものではなくて、全部の授業に出るということを修了要件にするということによろしいのではないかなと思います。

最後に問題になるのが、オプションなのかどうなのか、ちょっとはっきりしていないよ

うなところですが、ここは演習科目として置いておいた上で、その演習についてはレポートで置きかえることができるというふうな表現にしておかれたらよいのではないかな。レポートとして提出された場合に1時間として認めるというふうに勘案していただければ、8時間、うち1時間が演習科目。演習科目の部分についてはレポート提出で代替可能であるというふうにすれば、橋本構成員の御意見とも合致するかなというふうに考えます。

以上です。

○汐見座長 2つ案が出ていましたね。やはり8時間にすべきだということ、7時間にして、オプションでやるべきだという意見がありましたが、振り返りというのは意外と大事だろうということで、原則8時間にした上で、最後の演習あるいは振り返りの時間はレポートという形で、持ち帰ってやる場合も認められるというぐらいにしておけばどうか、そういう御意見でした。これで2つがうまくクリアできるということですね。

もう一つ、新保構成員のほうから出たのは修了要件です。途中で体調が悪くて出られなくなったという人はもらえないということになります。全部出た場合を修了要件とするということではよろしいのではないかという御意見ですが、これはそうでしょうね。それ以外に修了要件のあれはありますか。これは1日あるいは2日が原則ですから、2日に分けてやった場合に、4時間は出たけれども、残りの4時間は出られなかったという場合は修了証をもらえないということになると思いますね。

ただ、その場合に、半分出たから、次回はその後の半分でということにするかどうかという細かなことは詰めていく。全コマ出るということを修了要件とするということではよろしいのではないですかね。

新保構成員が最後におっしゃってくださったことで大体よろしいのではないかという雰囲気でしたが、これはよろしいでしょうか。C案をベースとして、プラス1コマの基本演習時間を入れる。振り返りの時間です。そのやり方については、ここでは余り詰めで。それができない場合には持ち帰ってレポートでもいいのですが、とにかく振り返りのための作業は必ずしていただくということを1コマ入れて、今日の皆さんの合意としたいという形になってきたのですが、よろしいでしょうか。

それから、修了要件については、全ての科目にちゃんと参加するということですね。

どうぞ。

○薬師寺構成員 恐らくは実施要綱でまた細かく決められるかと思うのですが、修了要件については、遅刻は5分までとか、そういうのがあるかと思うのです。それで修了とするということで、それが受けられなかった方は別の機会とか別の自治体で受けるということになるかと思います。

あとは就労に結びつけるというところで、個人情報観点なのですが、例えば大阪府で受けましたとか、受けた方の名簿をそれぞれの市町村に送るとか、府内の各市町村に対して、近くにお住まいの方が受けられましたというふうな形にするのか、就労に結びつけるとなると、その辺の連絡調整といいますか、情報提供が必要になりますので、そこも含め

て了解をいただいた上で、それぞれの受講者の方に個人情報を書いていただくということも就労の条件としての条件になるかなと思います。よろしくお願いします。

○汐見座長 今日的主要なテーマは、基本研修の科目と内容を定める、それで共通理解をいただくということなのですが、基本的な枠組みでもう少しこのことも検討しておかなければいけないのではないかとということ、残されていることがありましたら、今日は議論が十分できませんけれども、論点だけあれば出していただきたいと思うのですが。

私がちょっと考えているのは、多分専門のほうのワーキングチームで議論になっていると思うのですが、例えば地域保育コースなどでは、基本研修は大体地域保育コースをやって、その上にさらにということになります。例えば支援員として何年か勤めた場合、保育士の資格を取るための保育士試験の場合は、例えば何かについてその経験が加味されて、ある科目が免除されるとかという形で、キャリアアップしていくときの一つのステップとしてこれを位置づけるかどうかというあたり、これは物すごい問題ですからすぐに答えは出ないのですけれども、どこかで検討するということをやっていたらいいということを残しておくかどうかということはあると思います。これは全てのあれについて言えると思うのです。

今回こういう制度を新しく作るということで、当然各界から注目というか、関心が注がれていると思うのですが、これはいろんな面の専門性を下げるものではないということをはっきりさせておかないと、なかなか合意されないと思うのです。そういう配慮をやっておかなければいけないということがありますので、そのあたりも考えておかなければいけないことかなと思っています。それは議論すると大変なことになりますから、ここでは議論をしませんけれども、論点としては念頭に置いていただきたい。

あと、実施主体について、やはり都道府県が最初やらざるを得ないということで、市町村が原則でやるのだけれども、人材の養成については都道府県がある種の責務を背負っているという法律がありますので、これはこれで非常に合法的になるのですが、それと市町村との関係というあたりについて、もう少し詰めておかなければいけないことが出てくるのかもしれないですね。ということについてもまだ論点があるかもしれません。

そういうことがちょっとあるのではないかとということがあれば、今、出しておいていただければと思います。

大丈夫ですかね。これで何とかやれそうですか。どうぞ。

○丹野代理人 論点ということなのですが、先ほどもおっしゃっていただいたように、名簿の管理をどうするかというのはかなり困難になると思われるのです。ここまでの話ですと、基本研修と専門研修は、間があいたり、別々の講座を受講するということになると思うので、それをすると、どこで何を受けて、この人は何ができるという名簿を誰がどうやって管理するのかというのがわからないと、修了証も出せないというような状態になるかと思うので、その点については考えておく必要があるのではないかと思います。

○汐見座長 これは多分国としても一番考えなければいけないところだと思います。修了

証を持って自分で行くというほうが一番わかりやすいのかもしれませんがね。ただ、名簿は管理しなければいけないということがありますね。

この点について、事務局のほうから何か御意見がありますか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 具体的な名簿をどうするかということで、フォーマットの問題とかを今、詰めているところなのですけれども、座長がおっしゃったように、まずは修了証、例えば途中であっても科目の履修証明みたいなものを発行すると。そういうものを持って就業するなり、次の専門研修を受けるなりと。まずは本人の自己管理を原則としつつ、それを補う形で名簿をしっかりと整理する。その名簿について、どういうふうにしたら一番手間がかからないか。それは研究しなくてはいけないのですけれども、そういう形で余り負担がないように制度をつくっていきたいというふうに今、整理をしているところでございます。

○汐見座長 これは自治体の大きな負担にならないように、しかし、利用者がそれでかえって利用しにくくならないような制度を考えなければいけないということですね。修了証というのは個人管理していただいて、それを自分で持ってどこでもということになる。そうすると、引っ越したところでされるときは、その人が新たにそこで登録されるということになりますね。そういう形が現実的ではないかという提案でした。

このことも含めて、これは論点としてあるのではないかということがありましたら、出してください。どうぞ。

○古閑構成員 古閑でございます。

先ほどの汐見先生のお話と少し重複するかと思うのですけれども、この研修制度は、受講生だけではなくて、認定された方が現場と一緒に活動されるほかの保育者であったり、関係機関の方々、さらには実際に認定者の支援を受けるであろう利用者側からも合意を得られるような、社会的に認められる制度となっていくことが非常に重要ではないのかなと感じております。そのために、安易に養成しているというようなイメージにならないようにすべきであって、きちんと丁寧に養成しているというイメージを持ってもらえるような、カリキュラムもそうですし、研修制度全体の構成にする必要があるのかなと感じております。

その意味で、前回から繰り返しになって大変恐縮なのですけれども、フォローアップ研修、現任研修、そのあたりの枠組みをきちんと資料のほうにも論点として残していただくと、大変ありがたいなと思います。

例えば本日いただきました参考資料2の4ページに「子育て支援員（仮称）研修の見直し後の構成」ということで、今、議論しております基本研修、各ワーキングチームのほうで御議論いただいている専門研修、2つの柱立てがあるかと思うのですけれども、中身はこれからの論点になるかと思うのですが、フォローアップ体制、フォローアップ研修、現任研修も研修制度の1つの枠組みとして必ず残しておく必要があるのではないかなと感じております。

先ほど来皆様から出ている認定の要件、見学・実習、そのあたりもきちっと必須条件になるような書き方というのが必要になってくるのではないかと感じております。

研修が数日で終わるといような安易なイメージを持たれてしまうと、実際に認定を受けた方々が現場に出て他の専門職の方々と一緒に活動する場合に、どうしても補助的なイメージになってしまいます。特に小規模の保育、家庭的保育、そういう場面では同じくらいの力量が問われてくるかと思っておりますので、研修制度全体を通して、数日で簡単に終わってしまわないような講座の組み立てとすることが、子育て支援員の意義が社会的に認められる上で非常に重要になってくるかなと思っております。そのあたりの資料の書き方に留保する必要があるのではないかと感じております。

以上です。

○汐見座長 では、新保構成員、お願いいたします

○新保構成員 今、古閑構成員の御発言に私も賛成いたします。

その上で、そのフォローアップというのは、先ほど汐見座長もおっしゃっておられましたが、これから先、この子育て支援の分野での大切な役割、少しずつ重たい役割を果たしていただくような形で段階的に進めていくということが必要なのだらうと思っております。

今回の基本研修とその後に乗っかるそれぞれの応用の部分、専門研修の部分で終わるのではなくて、そこと保育士との間には多段階、少なくとも二、三段階のものは必要なのではないかなという気がいたします。二、三段階も含めた全体の研修の仕組みというのは、本検討会の課題ではないかもしれませんが、これから先も継続的に考えていかなければいけないのではないかなと思っております。

その際、先ほどフォローアップというふうに古閑構成員がおっしゃられたものをどうにかして次の段階の研修の中に含むことができるような形で構成していくということをしなないと、今回の子育て支援員のフォローアップは受けているけれども、その先の実績にはならないという状態になってしまうというのは余り望ましくないのではないかなと思っております。古閑構成員がおっしゃるフォローアップというのはとても大切で、その次に進むことができるような、進みやすいような形のフォローアップ研修にしていくことが望ましいのではないかなと思っております。

以上です。

○汐見座長 フォローアップと現任研修、勤めた先の実際の悩み等の解決のための研修ということについては、まだ特に検討はされていませんか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 フォローアップ研修と現任研修につきましては、まず地域保育コースの各事業は、親会の中でも議論しましたけれども、保育コース等につきましては現行の仕組み、特に子育て保育の仕組みもございますので、これらを生かして今後検討していくというふうに考えています。

それ以外のコースにつきましては、必ずしもフォローアップ研修、現任研修というはっきりとしたスキームである必要は。もちろん、そういった観点を持ってやっていくべきだ

と思うのですけれども、それぞれの事業形態とか地域の実情がございますので、フォローアップとか現任研修のこういった意義を生かしながら、地域の実情に合った形でやっていただくというような形を考えております。

先日の検討会の中でも尾木座長代理のほうから、ほかの研修の中に相乗りするような形でやるということで、確かにそういった方法もあろうかと思っておりますので、そういったことも視野に入れながらやっていくようなことを今、考えているところでございます。

○汐見座長 素案も今年中にまとめなければいけないものですから、なかなか詰めたところまではいかないと思うのですが、ただ、せっかくこうやって新しい制度をつくるわけですから、さまざまな人材が地域からこれに参画して、かなり専門性のある仕事までやっていけるような道というものを上手に保障していくということが上手くいけば、とても新しい試みになっていきますので、その場合に、基本の上、ある程度の専門的な訓練を受けて実際仕事に行った人のフォローというものは相当難しい。部門ごとに全く違いますから。だから、一律につくれないというところがあります。フォローアップとか現任の場合は専門家の人にやってもらわないといけないということもありますので、それをやらなければいけないし、やるべきだということについては書き込んでいってもいいと思うのですが、具体については、すぐにとということにはなかなかならない可能性があるということをお聞きしたいと思っております。

では、お願いいたします。

○橋本構成員 今のお話に関連しまして、地域子育て支援コースのほうでは、必ずしも保育士を目指すわけではございません。もしかしたら社会福祉士などを目指すことになるかもしれません。ほかの事業とは少し方向性が違うと思っております。ただ、現任教育とかフォローアップの研修というのは、利用者支援事業は特に必要ですので、専門ワーキングで検討したいと思っております。

論点をということでしたので、1回目のこの検討会の際にもお話しさせていただいたのですけれども、この研修の講師を誰が担うのかということも非常に重要と思っております。私も保育士養成をしておりますが、保育士養成の教員は今、自分自身の大学の校務だけでいっぱいなところもございますので、本当にこの研修の講師を担う人を養成するぐらいでないと、実際この制度は機能していかないのではないかと思います。

もう一点なのですが、先ほどから保育の質の担保に関してご提案いただいております。それは私も非常に賛成です。ただ、この方々の労働条件や人件費、1時間の時給から考えますと、どこまでのことを求めていいのかという思いもございます。今、いろんな職場で問題になっているように「やりがい」を建前として、労働に対する対価が払われないということがあります。保育士より低い単価で働くこの方々に、保育士が本来すべき質のところまで求めるというのは、「質の向上」の議論の本質とは違っていくのではないかと考えてます。

以上です。

○汐見座長 これは私たちが今、議論しなければいけないことなのかどうかというのは大変難しいところなのですが、私なども個人的に幾つかそういうことにかかわってきて、実際の施政次第では、こういう資格を取ったら、本当に無償ボランティアとして使うためのプールみたいに位置づけてしまうような自治体と、それから専門性のある仕事をしていただきたい、しっかり研修を受けてから来ていただきたいということで、かなりこれを位置づけてやっている自治体ときれいに分かれてくるのです。

ですから、私たちとしては後者のようなことをぜひ目指したいとは思いますが、それをこういうところの委員会で何か書き直すかどうか、あるいは具体化するときにある枠をはめるのかどうか、そのあたりは大変微妙なところですので、ともかく御意見をいただければと思います。お願いします。

○堀内構成員 論点というわけではないのですけれども、今回のこの研修は新たに子育て支援員を目指す方のための研修だと思うのですが、例えばファミリー・サポート・センターとか児童養護施設、放課後児童クラブもそうなのですが、既に補助的な役割で働いている方がいらっしゃる。その方たちは実務経験だけで来ている。そこにまた新しく資格を持った素人の方が入ってこられると、実際の現場は大変になっていくだろうなということを想像しております。

この辺は都道府県に任されていく部分なのかなとも思っておりますが、当県では、もし可能であれば、子育て支援員の研修の中で既に現場で補助的な役割で働いている方たちもできる限り一緒に研修していただくというふうに考えております。その辺は特に問題がないでしょうか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 地域保育コースの4つの事業以外は従事条件になっていませんので、必ずしも研修が必要ではないところでございますけれども、堀内委員がおっしゃったように、今、現に働いている方の資質の向上というのも大事でございますので、現任の方も研修を受けていただくというのは特段問題がない、むしろありがたいかなと思っております。

○汐見座長 今、橋本構成員から出ましたけれども、各県でやれるところはあるかもしれませんが、実際新制度が始まっているいろんなことをやらなければいけなくなってきたときに、これもということになると、すぐには手を挙げてもらえない可能性がある。その場合に、では、保育者養成の養成校にお願いしますというふうに来ても、養成校は1人で17~18コマ持ってやっているような先生がたくさんいますから、また土・日も潰せと言うのかと。しかも、今は夏などを使って免許更新の講座もやらなければいけない、そして今は特例のこともやらなければいけないということで、相当疲れぎみの仕事をしているのですね。そこでさらにまたということで、上に立つ人がやろうと言っても、実際やる教員がなかなか前を向いてくれないという可能性もあります。

その場合に、研修をそもそも仕事とするようなグループと、あるいはこういう子育て支援をやってきて、研修についてもやってきたようなところについて、ぜひお願いしたいと

いうことを考えざるを得ない。

情報でちょっと申し上げておきますと、学芸大学の学長が理事長をやっている人材育成何とか協会というのがあるのですが、保育者養成をやっているような大学が17大学あって、地域のさまざまな人材の研修をして子育て支援のあれに参加していただくということをやってきたグループなのですけれども、私たちにもできるのかどうかということで問い合わせが来ていまして、そういうところにも参入していただかないと、なかなかやれないし、そういうところに積極的に応援していくというようなことも必要ではないかなと。これは議論のテーマではありませんが、情報として知っておいてください。

もしそういうところがございましたら、厚労省のほうにもいろいろつないでいってあげられればと思います。よろしくをお願いします。

あとはどうでしょうか。大体C案でというようなことですっきりいったものですから、時間が少し余ったためにいろいろ意見をいただいているのですけれども。

特にないようでしたら、今日は早いのですけれども、まとめていきたいと思います。よろしいですか。

子育て支援員の基本研修科目の素案ですが、大体C案プラス1時間ということで、C案に修正された案で、最後の1時間は振り返りのための時間。これをどういう名称にするか、新たに検討していただきますが、これをベースにした案でやろうということで御了解いただいたというふうに理解してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○汐見座長 それから、幾つか修正の御意見をいただきましたので、それをきちんと反映させた上で、その内容をまた事務局で修正していただくということで。修正した部分を私と尾木構成員との間でちょっと詰めさせていただいて、細かなところは一任させていただいて、それでまとめていきたいということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○汐見座長 ありがとうございます。では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

今回は、各専門研修ワーキングチームのあれもそろそろ詰まっていくなわけです。その検討を踏まえて、基本研修科目の内容について検討、もう少し詰めてということで、形を整えていきたいと思います。

それでは、事務局から次回の日程について、お願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 本日はまことにありがとうございました。

次回以降の日程につきましては、資料3にありますように、各専門研修ワーキングの研修科目(案)の取りまとめ後に行う予定でございます。日程としましては、まだスケジュールが出ていませんけれども、恐らく11月の下旬以降かと思いますが、第5回、第6回と続きまして、具体的な日程につきましては、また事務局のほうから後日御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○汐見座長 それでは、少し早く終わりましたが、本日の検討会はこれで閉会させていただきます。御協力ありがとうございました。